

## 群馬中央医療生活協同組合介護職員初任者研修減免規程

### (目的)

第1条 この規程は群馬中央医療生活協同組合が主催若しくは共催する介護職員初任者研修の受講料の減免について定める。

### (対象)

第2条 この規程の対象は、60歳以上で研修を受講しようとするもので、かつ以下に該当するものを対象とする。

- (1) 生活保護を受けている方・世帯全員が市民税非課税で、本人が老齢福祉年金を受給している方・世帯全員が市民税非課税者で、本人の合計所得金額と年金収入額の合計額が80万円以下の方(前橋市介護保険料算定の所得区分第一段階相当)
- (2) 本人の合計所得金額と年金収入額の合計額が80万円を超え120万円以下の方(前橋市介護保険料算定の所得区分第二段階相当)

### (減免額)

第3条 減免対象者は以下の以下の通り減免する。

- (1) 第一段階該当は所定受講料から3万円を減免する。
- (2) 第二段階該当は、所定受講料から1万円を減免する。

### (減免方法)

第4条 減免基準に該当する証憑を提出の上、介護職員初任者研修担当役員が群馬中央医療生活協同組合常勤役員会議の承認を経て減免を行う。

### (適応除外)

第5条 介護職員初任者研修制度の受講に伴う各種補助制度(群馬県・職業安定所など)の申請により、受講料負担を伴わない場合は、本制度の適応除外とする。

### (改廃)

第6条 この規程の改廃は常勤役員会で行う。

### 附則

この規程は2017年3月1日より施行する。